

労働基準関係法令違反に係る公表事案

岩手労働局

最終更新日：令和5年3月3日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
浅喜造園	岩手県盛岡市	R4.9.16	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ2メートル以上の箇所で作業を行わせる際に、墜落防止措置を講じていなかったもの	R4.9.16送検
(株)トータルシステム	岩手県奥州市	R4.9.16	労働基準法第101条 労働基準法第120条	労働基準監督官に虚偽の内容を記載した賃金台帳を提出したもの	R4.9.16送検
(有)高橋塗装店	岩手県一関市	R4.12.6	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第563条	くさび緊結式足場における高さ2メートル以上の作業場所に足場用墜落防止設備を設けなかったもの	R4.12.6送検
湊運輸倉庫(株)	岩手県盛岡市	R4.12.8	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の14	車両系荷役運搬機械を本来の用途以外の用途で使用させたもの	R4.12.8送検
(株)プライム下館工務店	岩手県九戸郡 洋野町	R5.2.13	労働安全衛生法第30条 労働安全衛生規則第638条の4	車両系建設機械で地山の掘削作業を行う下請事業者に対し、適切な作業計画を定めるよう指導しなかったもの	R5.2.13送検
(株)中村電工	岩手県二戸市	R5.2.13	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第361条	車両系建設機械で地山の掘削作業を行う際に、地山の崩壊等による危険防止措置を講じていなかったもの	R5.2.13送検
久慈地区国有林材生産協同組合	岩手県久慈市	R5.3.3	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第478条	かかり木処理に当たり、かかり木に激突させるために他の立木を伐倒(あびせ倒し)させたもの	R5.3.3送検
みちのく商事	岩手県久慈市	R5.3.3	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生規則第517条の17	高さ5メートル以上のコンクリート造の工作物の解体の作業で作業主任者を選任しなかったもの	R5.3.3送検